

事 務 連 絡  
令和 3 年 12 月 17 日

日本一般用医薬品連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

「医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について」の訂正について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛てに別添写しのとおり事務連絡を発出いたしましたので、貴会会員に対する周知徹底方についてご配慮願います。



事務連絡  
令和3年12月17日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課  
(公印省略)

「医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について」の訂正について

「医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について」(令和3年11月9日付け薬生監麻発1109第1号医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。貴管下関係業者、団体等に対し周知方よろしくお願ひします。

記

正	誤
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」(令和3年厚生労働省告示第385号。以下「経過措置告示」という。)が令和3年11月8日に告示され、令和3年11月9日より適用されます。	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第1号。以下「経過措置告示」という。)が令和3年11月8日に告示され、令和3年11月9日より適用されます。

(下線部分が訂正部分)